

建設緑政局指名業者選定委員会要綱

平成13年9月21日
13川建庶第730号局長専決

最近改正 令和6年1月1日

(趣旨)

第1条 建設緑政局において、一般競争入札によるものを除き、指名競争入札又は随意契約により委託契約等を締結するものについては、契約事務の公正かつ的確な執行を図るため、別に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。ただし、随意契約のうち川崎市契約規則第24条の2に定める契約又は他の法令等の規定により審議の対象にしないことが適当と認める場合は、次条に定める指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の審議の対象にしないものとする。

2 鉄道事業者及び公益事業者との協定に基づく契約は指名委員会の審議の対象とする。
(指名業者選定委員会)

第2条 指名業者の選定、その他必要事項を審議するため指名委員会を設置する。

2 指名委員会の名称、委員及び所掌事務は次のとおりとする。

名称	委員	所掌事務
第1指名委員会	◎ 局長 総務部長 広域道路整備室長 緑政部長 緑化フェア推進室長 富士見・等々力再編整備室長 道路河川管理部長 道路河川整備部長 自転車利活用推進室長 庶務課長 技術監理課長	概算金額が2,000万円を超える委託契約等に関する指名業者を選定すること
第2指名委員会	◎ 総務部長 広域道路整備室長 緑政部長 緑化フェア推進室長 富士見・等々力再編整備室長 道路河川管理部長 道路河川整備部長 自転車利活用推進室長 庶務課長 技術監理課長	概算金額が2,000万円以下の委託契約等に関する指名業者を選定すること

(委員長)

第3条 委員長は、第1指名委員会においては局長とし、第2指名委員会においては総務部長とする。

2 委員長は、会務を総理し、指名委員会の議長となる。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、第1指名委員会にあっては総務部長が、第2指名委員会にあっては広域道路整備室長がその職務を代理する。

(指名選定基準)

第4条 委託契約等について指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態

(2) 過去の本市における委託業務に係わる成績の良否

(3) 他に受託している業務の進捗状況

(4) 当該委託業務等を遂行するための技術的適性

(指名業者選定依頼等)

第5条 事業執行課長は、建設緑政局での指名競争入札による委託業務等を執行しようとするとき又は必要事項の審議を必要とするときは、事前に「指名業者選定依頼書(第1号)」及び「業者指名選定調書(第2号様式)又は業者指名選定調書・随意契約理由書(第3号様式)」に関係書類を添えて、該当する指名委員会の委員長宛提出しなければならない。

(プロポーザル方式)

第6条 委託業務のうち、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱については、川崎市契約規則及び川崎市物品等又は特定役員に関する契約の特例を定める規則その他別に定めるもののほか、川崎市プロポーザル方式(業務委託)実施ガイドラインを基準として実施するものとする。

2 事業執行課長は、前項の規定により受託者を特定する場合は、事前に「指名業者選定依頼書(第1号)」又は「指名業者選定依頼書(第1号)及び業者指名選定調書(第2号様式)」に関係書類を添えて該当する指名委員会の委員長宛提出しなければならない。

3 事業執行課長は、プロポーザル方式により受託者を特定した場合は、「指名業者選定報告書(第4号様式)」に関係書類を添えて、次に開催する指名委員会において評価結果等を報告しなければならない。

(プロポーザル評価委員会)

第7条 前条の規定によりプロポーザル方式によることを決定した場合は、当該業務を所管する部長(以下「所管部長」という。)はプロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長及び3名以上の委員をもって構成し、委員長は所管部長をもってあてる。

(2) 委員は、業務を所管する部の課長級以上の職員をもってあてる。

(3) 前項のほか、公平性・透明性を確保するため、原則として業務を所管する部以外の者を

委員に加える。

(4) 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

3 評価委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 提案の募集要件、募集方法等の決定
- (2) 提案の採否の基準、方法、日程の決定
- (3) 提案の採否の審査及び評価

4 所管部長は事業の目的・内容・性質等を考慮し、評価基準や提案の評価について、専門的な判断を踏まえた評価が必要と見込まれる場合は、学識経験者等の意見を活用するよう努めなければならない。

5 評価委員会の事務局は委託業務を発注しようとする所管課に置く。

(会議)

第8条 指名委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 指名委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（委員長を除く）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 指名委員会は、会議開催について「指名業者選定委員会議事録（第6号）」を作成し、事務局で保管する。

(関係職員の出席)

第9条 指名委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(特に緊急を要するときの措置)

第10条 指名委員会は、緊急を要するとき、又はやむを得ない事情により会議を召集することができないときは、電磁的方法による議決（みなし決議）をすることができる。（ただし、指名競争入札による場合に限る。）

2 事業執行課長は、第5条及び第8条の指名委員会の審議を行う時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その手続を経ないで地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約を締結することができる。

3 事業執行課長は、前2項の措置を講じたときは、「指名業者選定報告書（第4号）及び業者指名選定調書・随意契約理由書（報告）（第5号様式）」に関係書類を添えて、次に開催する指名委員会においてその内容を報告しなければならない。

(事務局)

第11条 指名委員会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指名委員会の運営その他必要な事項は、委員長が指名委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年9月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成14年1月23日付、13川建庶第1132号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成15年4月25日付、15川建庶第125号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月25日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年4月15日付、17川建庶第108号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年5月26日付、17川建庶第273号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月26日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日付、18川建庶第647号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月20日付、18川建庶第1201号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成21年1月28日付、20川建庶第1527号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日付、22川建庶第14号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月1日付、24川建庶第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月1日付、24川建庶第670号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月27日付、25川建庶第1476号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年11月18日付、26川建庶第948号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月26日付、26川建庶第1132号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年4月1日付、27川建庶第1466号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月29日付、29川建庶第1443号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日付、3川建庶第251号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日付、3川建庶第2413号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月4日付、4川建庶第716号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日付、4川建庶第2526号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月1日付、5川建庶第1138号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱によってなした手続きその他の行為は、なお従前の例による。